

厚生労働省和歌山労働局発表
令和5年10月31日(火)

報道関係者各位

担
当

厚生労働省和歌山労働局
雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 中前 英人
室長補佐 大屋 揮與子
電 話：073-488-1170

11月は「和歌山県働き方改革推進月間」です！

和歌山働き方改革推進協議会（事務局：和歌山労働局（局長 松浦直行））は、和歌山県域における「働き方改革」の実現に向けた機運の醸成を図るため、11月に「和歌山県働き方改革推進月間」を設定し、協議会構成員の協力のもと、働き方改革の取組を事業主に対し呼びかけるリーフレットの配付やトップセミナーの開催などのキャンペーンを実施します。

「和歌山県働き方改革推進月間」（令和5年11月1日～30日）

（主な取組）

●周知リーフレットの配付（資料2）

●「和歌山県働き方改革推進セミナー」（資料3）

日 時： 令和5年11月28日(火) 13:30～16:15

場 所： 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 大ホール（和歌山市手平2-1-2）

講 演： 「『働き方改革』が自社の付加価値を高める」

青木 利彦（福井労働局 労働基準部長）

事例発表：株式会社インテリクス

太洋工業株式会社

各助成金説明（経済産業局、和歌山労働局、和歌山働き方改革推進支援センター）

※セミナー終了後に個別相談会を開催します。

和歌山働き方改革推進協議会

【構成団体】 和歌山県経営者協会、和歌山県商工会議所連合会、和歌山県商工会連合会、和歌山県中小企業団体中央会、一般社団法人和歌山経済同友会、日本労働組合総連合会和歌山県連合会、和歌山市、近畿経済産業局、和歌山県、和歌山労働局

【添付資料】 資料1 和歌山県働き方改革推進月間開催要領

資料2 和歌山県働き方改革推進月間周知 リーフレット

資料3 和歌山県働き方改革推進セミナー チラシ

資料4 和歌山働き方改革推進協議会設置要綱

「和歌山県働き方改革推進月間」開催要領

- 1 趣旨 和歌山働き方改革推進協議会においては、和歌山県域における長時間労働の削減を中心としたワーク・ライフ・バランスの推進、若者や障害者、高齢者などあらゆる人材の活躍推進、非正規雇用者の労働環境や正社員化を含む処遇の改善、女性の活躍推進等に向けた機運の醸成を図っているところである。

県内企業が和歌山県の現状を認識し、年次有給休暇の取得促進、長時間労働の削減及び柔軟な働き方の推進の取組みを促進し、地域社会の活力につなげるために、集中取組期間として、「和歌山県働き方改革推進月間」を設定し、キャンペーンを実施する。

- 2 開催時期 令和5年11月

- 3 取組内容

- (1) 周知啓発活動

リーフレットの作成、配布

- (2) 情報発信の実施

プレスリリース、各構成機関のホームページへの掲載

- (3) セミナーの開催

日時：令和5年11月28日（火）13：30～16：15

場所：県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 大ホール

(〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 TEL. 073-435-5200)

- ① 講演 「『働き方改革』が自社の付加価値を高める」

福井労働局 労働基準部長 青木 利彦

- ② 事例発表

- ・ 太洋工業(株)
- ・ (株) インテリックス

- ③ 各種助成金等説明

- ・ 経産省 補助金
- ・ 厚労省 業務改善助成金
- ・ 厚労省 助成金（訓練関係）

- ④ 個別相談会（セミナー終了後）和歌山働き方改革推進支援センター

🍎「働き方改革」に取り組んで、魅力ある職場に！🍎

和歌山県は、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」に直面するとともに、「全国平均より労働時間が長く、年次有給休暇の取得率は低い」などの課題が見られます。

こうした中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、さまざまな人が意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題になっています。魅力ある職場づくりは、人手不足の解消にもつながります。

そのため、和歌山働き方改革推進協議会（裏面）では、11月を「和歌山県働き方改革推進月間」とし、働き方改革の推進に向けたキャンペーンを行います。

【和歌山県の現状】

▶ **和歌山県の令和5年4月の推計人口は895,931人で、平成9年から27年連続減少している。**（和歌山県人口調査）

▶ **全国平均より労働時間が長く、年次有給休暇の取得率は低い。**
令和4年 総実労働時間
全国平均 1954時間
和歌山県 1978時間
令和3年 年次有給休暇取得率
全国平均 56.6%
和歌山県 54.2%

▶ **出産・育児のために離職した女性の割合は7.7%（全国6.9%）で、全国よりも離職割合が高い。**（令和4年就業構造基本調査）

【働き方改革に取り組みましょう】

- ▶ **年次有給休暇の取得促進**
- ▶ **時間外労働の削減**
- ▶ **柔軟な働き方の推進**

働き方改革に取り組む企業への支援

● 自社の働き方・休み方の現状を把握・分析



自社の働き方・休み方の改善に向けて、対策を検討するためのヒントがもらえます。

● 無料相談窓口

（コンサルティングの予約も受けています）

▶ **働き方・休み方改善
コンサルタント**

電話073-488-1170

（和歌山労働局雇用環境・均等室）



▶ **和歌山働き方改革推進支援
センター**（和歌山労働局 委託事業）

電話0120-547-888（フリーダイヤル）



● 助成金等のご案内

厚生労働省ホームページ「働き方改革の実現に向けて」の「中小企業・小規模事業者に対する支援」では、支援策をご紹介します。

中小企業が使える
**人材確保支援策・
働き方改革支援策**



● 企業の取組事例

▶ **和歌山労働局「働き方改革」
ホームページ**

▶ **和歌山県の働き方改革**



▶ **経済産業省・中小企業庁
ホームページ**

ミラサポplus 中小企業向け補助金・総合支援サイト



助成金は裏面にもご紹介しています。

●助成金のご案内

▶業務改善助成金【和歌山労働局】

中小企業・小規模事業者が事業場内最低賃金を上げ、生産性向上の設備投資等を行った場合、その投資の一部を助成（最大600万円）

●飲食店 セルフオーダーシステムの導入

●勤怠管理ソフトウェア及びICカード対応のタイムレコーダーの導入 など



【活用事例はこちら】



▶働き方改革推進支援助成金【和歌山労働局】

労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成

（労働時間短縮・年休促進支援コースは最大730万円）

●勤怠管理システムの導入 ●自動精算機の導入 など



くるみん・えるぼし・ユースエール・もにすの認定制度

厚生労働省には、**くるみん・えるぼし・ユースエール・もにす**などの認定制度があります。認定基準を達成し労働局に認定申請を行い、会社の魅力（子育てサポート、女性の活躍、若者・障がい者の方の定着等）を、求職者、就活生の方などに対して、広くPRできます。



和歌山働き方改革推進協議会

和歌山労働局では、和歌山働き方改革推進協議会の開催を通じて、働き方改革の推進に向けた機運の醸成を図っています。令和5年度は11月を「**和歌山県働き方改革推進月間**」とし、キャンペーンを行います。

構成団体：日本労働組合総連合会・和歌山県連合会、和歌山県経営者協会、和歌山県商工会議所連合会、和歌山県商工会連合会、和歌山県中小企業団体中央会、一般社団法人和歌山経済同友会、和歌山市、近畿経済産業局、和歌山県、和歌山労働局

11月「和歌山県働き方改革推進月間」キャンペーン

和歌山県働き方改革推進セミナー（参加無料）

日時：令和5年11月28日（火）13：30～16：15

場所：県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 大ホール

内容：講演、事例発表、助成金・補助金の説明 定員：180名

（セミナー終了後、個別相談をお受けします）

【申込みはこちら】



和歌山労働局 雇用環境・均等室

所在地 〒640-8581 和歌山市黒田2丁目3-3 和歌山労働総合庁舎4階

電話 073-488-1170

（令和5年10月作成）

和歌山県働き方改革推進セミナー

和歌山県は、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」に直面するとともに、「全国平均より労働時間が長く、年次有給休暇の取得率は低い」などの課題があります。

そのため、和歌山働き方改革推進協議会では、「年次有給休暇の取得促進、時間外労働の削減、柔軟な働き方の推進」などに事業主の皆様に取り組んでいただくよう、11月を「和歌山県働き方改革推進月間」とし、本セミナーを開催することとしました。

▶ 講演

「働き方改革」が自社の付加価値を高める

福井労働局 労働基準部長 青木 利彦

▶ 事例発表 ・ 株式会社インテリックス

・ 太洋工業株式会社

▶ 各種補助金・助成金の説明

経済産業省 補助金、厚生労働省 助成金

※説明会終了後に、和歌山働き方改革推進支援センターによる個別相談会を開催（30分程度）

▶ 日時 令和5年11月28日（火）13:30～16:15

▶ 場所 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 大ホール

（〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 TEL.073-435-5200）

▶ 参加料 無料

▶ 定員 会場参加 180名（先着順）
オンライン参加 50名（先着順）

▶ 対象 企業の経営者、人事担当者

【主催】和歌山働き方改革推進協議会（詳細は裏面をご覧ください）

▶ 申込受付サイト（申込みは専用サイトから）

【お申込みはこちら】

厚生労働省 HP 労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>

※和歌山労働局ホームページ「イベント情報」からもアクセスできます



▶お問合せ先 **和歌山労働局 雇用環境・均等室**

〒640-8581 和歌山県和歌山市黒田2丁目3-3 和歌山労働総合庁舎4階
電話 (073) 488-1170

▶申込み締切日 11月20日 (※定員に達し次第、事前に受付を締め切ることがあります)

「和歌山働き方改革推進協議会」

和歌山県における長時間労働の削減を中心としたワーク・ライフ・バランスの推進、若者や障害者、高齢者などあらゆる人材の活躍推進、非正規雇用者の労働環境や正社員化を含む処遇の改善、女性の活躍推進等に向けた機運の醸成を図るため、労働施策の重要課題について地域の関係者(政労使団体代表等)と幅広く情報共有、意見交換を行う「和歌山働き方改革推進協議会」を設置しています。

構成団体：日本労働組合総連合会和歌山県連合会、和歌山県経営者協会、
和歌山県商工会議所連合会、和歌山県商工会連合会、和歌山県中小企業団体中央会、
一般社団法人和歌山経済同友会、和歌山市、近畿経済産業局、和歌山県、
和歌山労働局

【参考 働き方改革を支援する相談窓口、助成金等】

●無料相談窓口

▶働き方・休み方改善コンサルタント

電話 073-488-1170

(和歌山労働局雇用環境・均等室)



▶和歌山働き方改革推進支援センター

(和歌山労働局 委託事業)

電話 0120-547-888 (フリーダイヤル)



和歌山県の最低賃金が
改定されました

和歌山県最低賃金

〈改定のお知らせ〉

時間額 **929** 円

(令和5年10月1日 発効)

▶業務改善助成金

中小企業・小規模事業者が事業場内最低賃金を引上げ、生産性向上の設備投資等を行った場合、その投資の一部を助成(最大600万円)

●飲食店 セルフオーダーシステムの導入

●勤怠管理ソフトウェア及びICカード対応のタイムレコーダーの導入 等

(問合わせ先)

業務改善助成金コールセンター

TEL: 0120-366-440

和歌山働き方改革推進支援センター

TEL: 0120-547-888

雇用環境・均等室(和歌山労働局)

TEL: 073-488-1170



和歌山働き方改革推進協議会設置要綱

1 目的

少子高齢化による人口減少社会を迎えている今、我が国の経済社会を持続的に維持させるためには、誰もが意欲と能力に応じて安心・安全に働くことができる「全員参加型社会」の実現が必要とされている。

また、働き方改革の推進には、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)がとれた魅力ある雇用・職場環境を整備するとともに、こうした環境の整備を通じた雇用の拡大と県内企業の生産性向上による地方創生について、各地域で地方公共団体や労使を交えて話し合う場を設置することが求められている。

こうした中、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)」が平成30年7月6日に公布され、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(以下「法」という。)第10条の3において、中小企業における取組が円滑に進むよう、国は関係者により構成される協議会の設置等に努めるものとされた。

このため、和歌山県域における長時間労働の削減を中心としたワーク・ライフ・バランスの推進、若者や障害者、高齢者などあらゆる人材の活躍推進、非正規雇用者の労働環境や正社員化を含む処遇の改善、女性の活躍推進等に向けた機運の醸成を図るため、労働施策の重要課題について地域の関係者(政労使団体代表等)と幅広く情報共有、意見交換を行う「和歌山働き方改革推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会の構成員等

- (1) 協議会の構成員は構成団体及びオブザーバーとし、それぞれの参画者は別紙のとおりとする。

ア. 構成団体

- ・ 日本労働組合総連合会・和歌山県連合会
- ・ 和歌山県経営者協会
- ・ 和歌山県商工会議所連合会
- ・ 和歌山県商工会連合会
- ・ 和歌山県中小企業団体中央会
- ・ 一般社団法人和歌山経済同友会
- ・ 和歌山県
- ・ 和歌山市
- ・ 近畿経済産業局
- ・ 和歌山労働局

イ. オブザーバー

専門的見地から意見を述べるとともに、各種事業について広報等の協力を行う。

ウ. その他

議題に応じ説明者として、構成員の同意を得て、上記以外の者を参画させることができる。

- (2) 協議会において、必要と認められた場合は、作業部会を設置することができる。
作業部会は、協議会構成員の実務担当者などによる「中小企業・小規模事業者支援部会」とし、中小企業における働き方改革の取組の推進に係る討議等を行う。

3 協議事項

- (1) 和歌山県域における働き方改革の推進に当たり、地域の実情及び課題を踏まえた上で策定が必要となる方針の決定、連携に係る調整その他意見交換・情報共有。
- (2) 法第10条の基本方針に定める施策の実施に関する中小企業・小規模事業者への支援策に係る方針決定、連携に係る調整その他意見交換・情報共有。
- (3) その他必要とされる事項。

4 事務局

本協議会の庶務は、和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課の協力を得て、和歌山労働局雇用環境・均等室において処理する。

5 附則

この要綱は平成30年12月17日から施行する。

和歌山働き方改革推進協議会参画者

平成30年12月17日現在

	参画者	備考
構成団体等	日本労働組合総連合会・和歌山県連合会 会長	
	日本労働組合総連合会・和歌山県連合会 副会長	
	日本労働組合総連合会・和歌山県連合会 執行委員	
	和歌山県経営者協会 会長	
	和歌山県商工会議所連合会 会長	
	和歌山県商工会連合会 会長	
	和歌山県中小企業団体中央会 会長	
	一般社団法人 和歌山経済同友会 代表幹事	
	和歌山県知事	
	和歌山市長	
	近畿経済産業局長	
	和歌山労働局長	
オブザーバー	株式会社紀陽銀行 代表取締役 頭取	
	きのくに信用金庫 理事長	
	新宮信用金庫 理事長	
	日本政策金融公庫和歌山支店 支店長	
	和歌山県信用保証協会 理事長	
	和歌山県働き方改革推進支援センター センター長	
	和歌山県よろず支援拠点 チーフコーディネーター	
	和歌山産業保健総合支援センター 所長	
	和歌山県社会保険労務士会 会長	